

# 畜産とくつく情報

平成 17 年 7 月 13 日  
(通算第 60 号)  
問い合わせ先  
長野県庁畜産課  
電話 026-235-7232

## 畜産に携わる女性ネットワーク発足について

今、畜種をこえて全国の畜産に携わる女性のネットワーク(名称は今後発足式時に決定予定)が立ち上がろうとしています。

先月、東京で全国各地の畜産に携わる女性 105 名が発起人となり、日頃の思いを発信する場、お互いの情報交流・研さんの場、消費者との交流や子供たちへの生命教育の場として標記ネットワークを設立することが提案されました。その概要についてお知らせします。大勢の参加者を募っておりますので、是非御検討ください。

### 1 活動内容(案)

情報の発信、会員間の情報交換(会員誌の発行、会員用名簿作成)  
研修等での知識の向上  
若手後継者の育成  
消費者や他業種の人たちとの交流  
最新情報の収集、行政等との意見交換



### 2 事務局 社団法人中央畜産会

### 3 会費 年会費 6,000 円程度

### 4 参加申し込み手続き

申込みの具体的な手続き等については、長野県畜産会へお問い合わせください。

### 5 参加申込期限 平成 17 年 8 月 10 日(水)

### 6 発足式の開催

日時 平成 17 年 8 月 29 日(月) 10:30~17:00

場所 東京都 虎ノ門パストラル

内容 発足宣言

2 分間スピーチ「女性ネットワークでやりたいこと」

パネルディスカッション「今、女性として何ができるんだろう」

その他(終了後は希望により懇親会、勉強会を予定)

参加費用 無料(参加旅費は自己負担。懇親会費 5,000 円)

詳細については、ネットワーク参加申込み時に長野県畜産会から連絡があります。

### 7 その他

長野県では、平成 11 年、全国に先がけて「21 世紀に羽ばたく畜産を担う女性のネットワーク委員会」(委員長:佐藤弘子さん、事務局:(社)長野県畜産会)が発足し、現在、51 名の方が精力的に活動をされています。

こちらのネットワークにつきましては、随時参加を受け付けていますので、委員会の詳細、参加申し込みの方法等については長野県畜産会に御照会ください。

【女性ネットワークに関する問い合わせ先】(社)長野県畜産会(担当者 田中知子さん)  
(電話:026-228-8809 FAX:026-223-0264)  
(E-mail:info@nagano.lin.go.jp URL(ホ-ム-ペ-ジ):http://nagano.lin.go.jp)



## 飼料等の輸入業者及び販売業者の 届出制度が新しくなります。



本年8月30日から、飼料等の輸入業者及び販売業者についての届出制度が以下のとおり改正されます。

### 1 輸入業者の届出事項の追加

輸入する飼料等が製造されたものである場合の輸入業者の届出事項として、その原料又は材料の種類が追加されました。

### 2 販売業者の届出義務の適用除外の範囲の変更

従来、届出義務の適用除外となっていた小売業者についても届出の対象とされます（なお、自ら生産した農産物を飼料として畜産農家に販売する場合は、引き続き届出義務の対象外です。）。

### 3 1に該当する既存の輸入業者は都道府県知事を経由して農林水産大臣に、2に該当する販売業者は都道府県知事に、いずれも9月30日までに届出をする必要があります。

## ～ 畜産農家・養殖漁家・養蜂家のみなさま～

御確認下さい・・・

- ・飼料の購入元は違法販売業者ではありませんか？
- ・由来の明らかな飼料を購入していますか？  
(飼料販売業者は、飼料を販売した相手方の氏名を記帳する義務があります。  
飼料の購入時に、お名前を聞かれましたか？)
- ・飼料の購入元に、このパンフレットの内容を知っているかどうか確認してみましょう。

### 【飼料販売業者の届出義務について】

飼料安全法（第50条）において、飼料又は飼料添加物（以下「飼料等」といいます。）の製造業者及び輸入業者は都道府県知事を経由して農林水産大臣に、販売業者は都道府県知事に、事業を開始する2週間前までに届け出ることが義務付けられています。

○これに従わず、無届で営業した場合、法律による罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

問い合わせ先 長野県農政部畜産課（TEL:026-235-7234）（担当：千野博敏）